

内定・入所となった際の手続きについて

大まかな流れを記載したフローチャートです。フローチャートに記載されていないケースや、詳細については保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

内定した保育施設へ入所する
※転所内定の方は辞退できません

内定通知発送日翌日以降に、内定した保育施設から入所意思確認の電話をすることがあります。

はい

いいえ

- ① 入所する旨を保育施設へ連絡する。
- ② 【民間園内定者のみ】期日までに入所時健診を行う。
※健診前に、必ず園へ連絡し、健診方法をご確認ください。
- ③ 施設と面談を行う（民間園内定者：入所時健康診断書の提出）

- ① 辞退する旨を保育施設へ連絡する
- ② 保育幼稚園事業課へ辞退届を提出する（内定通知が届いてから2日以内）

辞退後も保育施設の選考は続けたい

はい

いいえ

- ・現在育児休業中の方 → Aへ
- ・令和8年1月2日以降に高槻市へ転入された方、及び個人市町村民税未申告の方 → Bへ
- ・口座振替依頼書が同封されている方 → Cへ
- ・ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がおられる世帯及び、祖父母等と同居されている世帯 → Dへ
- ・休日保育の利用を希望される方
→ 保育幼稚園事業課までご相談ください。

保育幼稚園事業課へ『保育の利用申請内容変更申請書』を提出する。
（入所希望月の前月10日まで）

※毎月5日頃に各園の空き枠状況をホームページへ掲載しております。

手続き
終了

A

現在育児休業中の方

入所月の前月末までに保育幼稚園事業課へ下記の書類を提出してください。

- 『産後休暇・育児休業等復帰証明書』
※入所月の月末までの職場復帰が必要です。
- 兄弟姉妹が在園中の方は、在園中のお子様の『教育・保育給付認定申請書』の提出も必要です。
※育児休業から就労へ要件を変更するために必要な書類です。提出がない場合、在園中のお子様が育児休業要件・短時間認定（8時間保育）のままになってしまいます。

B

- ・令和8年1月2日以降に高槻市へ転入された方
- ・個人市町村民税未申告の方

18ページの市民税未申告の方をご参照の上、提出が必要な場合は、入所月の前月末までに保育幼稚園事業課へ必要書類を提出してください。

※申請時にすでに提出されている場合、再提出は不要です。

C

口座振替依頼書が同封されている方

入所月の20日までに金融機関に提出してください。

- ※金融機関提出時に通帳・届出印も必要です。
- ※保育幼稚園事業課への提出は不要です。

D

- ・ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がおられる世帯
- ・祖父母等と同居されている世帯

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）がおられる世帯の方については、17ページ・18ページをご確認の上、必要書類を提出してください。

保護者年間所得が合計48万円未満で、祖父母等と同居されている世帯の方は41ページ下部をご確認の上、提出が必要な場合は、入所月の前月末までに保育幼稚園事業課へ必要書類を提出してください。

※申請時にすでに提出されている場合、再提出は不要です。